

持続可能な介護保険制度の構築をめざします

介護保険制度が変わります

ますます進む高齢化に備え、高齢者が元気で自立した生活を送ることが出来る環境づくりが求められています。そのため4月から、介護予防を目的としたサービスの充実や自立した生活を続けるための支援を総合的に受けられる体制を目指して、介護保険制度の見直しを行います。

1 新予防給付と地域支援事業の創設

■新予防給付

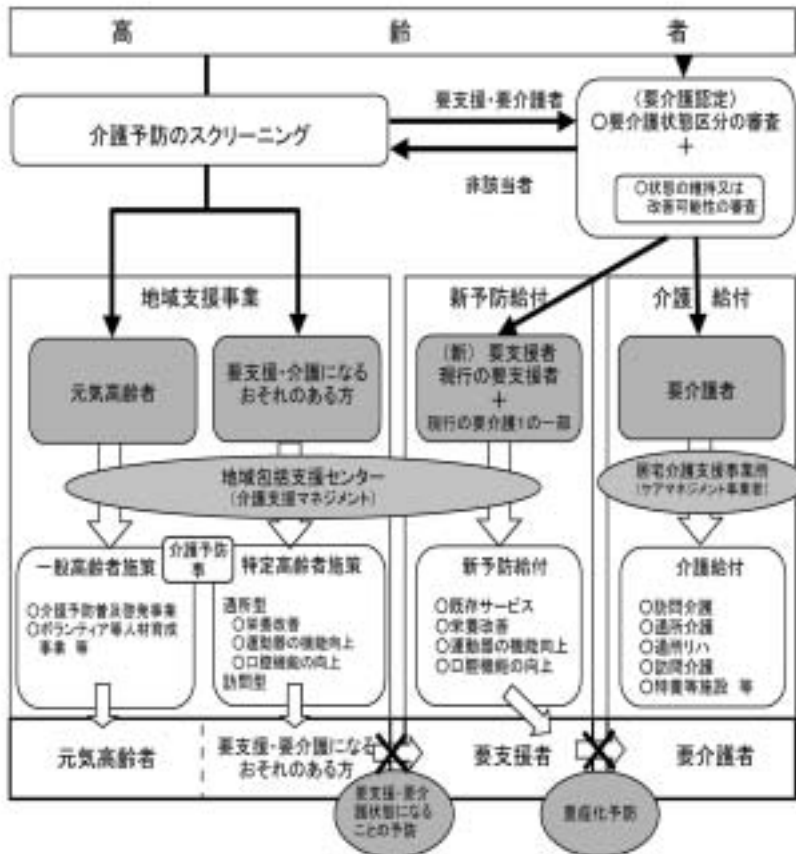
要介護状態などの軽減、悪化防止に効果的な、軽度者（新要支援1・2）を対象とする新たな予防給付を創設し、従来のサービス（ホームヘルプサービス・デイサービスなど）の内容や提供方法の見直し、新たな予防サービス（栄養改善、運動器の機能向上、口腔機能の向上）を実施します。介護予防プランの作成は地域包括支援センターが行います。浦幌町では、平成19年4月1日より新予防給付を実施予定していますが、それまでの間は、従来の介護サービスが利用できます。

■地域支援事業
要支援・要介護状態になるおそ



れのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け、介護予防サービス（通所型・訪問型）等を実施します。

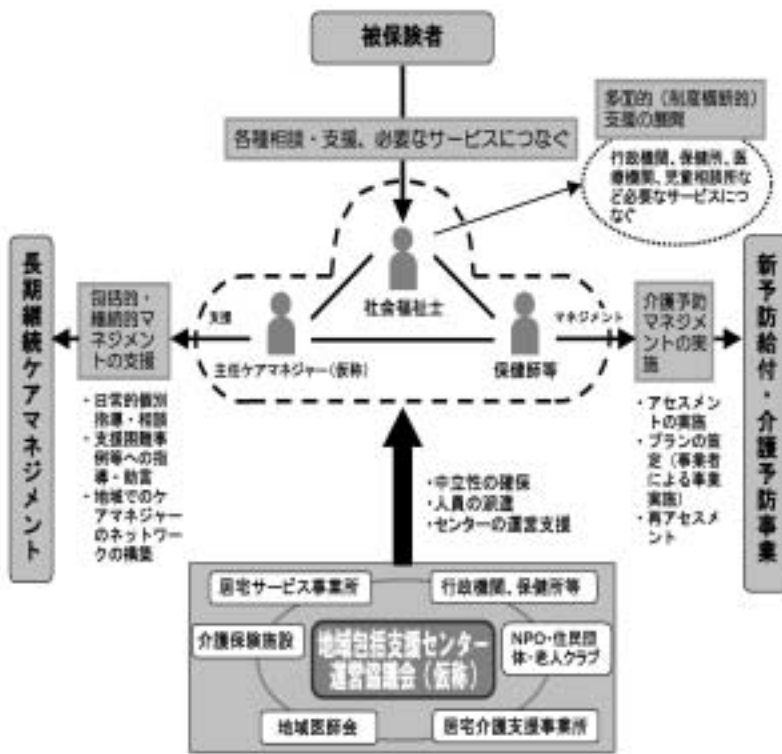
予防重視型システムへの転換（全体概要）



◎お問合せ先 役場保健福祉課高齢者福祉係 (TEL 576 - 5111)

地域包括支援センターの設置

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



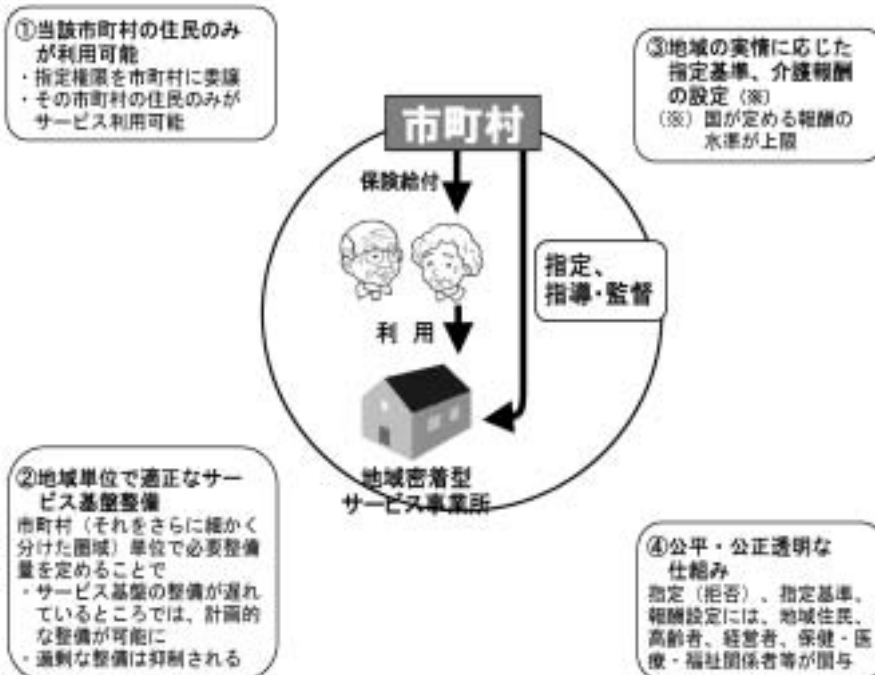
地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、新しく「地域包括支援センター」が設置されます。ここでは、保健師、ケアマネジャーなどが中心と

なっており、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。浦幌町では、平成19年4月1日に「地域包括支援センター」を設置します。

地域密着型サービスの創設

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設する。



介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していけるように、原則として本町にお住まいの方だけが

利用できるサービスです。地域密着型サービスは、認知症対応型通所介護、認知症高齢者グループホームなどを予定しています。